

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---------------|-----------|----------|
| 上尾市 | 地頭方地区 | 令和3年6月19日 | |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 19.47ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 14.5ha |
| ③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計 | 8.1ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 2.6ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 3.3ha |
| ④地区内において今後中心経営体が新たに引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 0ha |
| (備考) | |

2 対象地区の課題

国道17号上尾道路西側に位置しており、地区内は市街化区域と農業振興地域が併存している。農業振興地域内に耕地が約19haあるが、担い手農家が1戸で、経営規模は現状維持(約1ha)となっている。小規模農家が多く、農地が細分化されており、後継者不足もあるため、所有者の高齢化に伴い耕作放棄地の発生が懸念される。そのため約18haの農地について新たな農地の受け手が必要。また基盤整備等も未実施のため、道路幅員が狭い農道、接道がない農地、大型トラクターが入っていけない農地が存在する。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地頭方地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が現状維持により担う。

地権者の合意を得て農用地の一体利用を図り、入作を希望する新規就農者や農業法人の受入れを促進し、中心経営体へ位置づけることとする。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地の貸付け等の意向

一体活用・集約同意の意向が確認された農地は、10.41ha(205筆)となっている。

○農地中間管理機構の活用方針

地頭方地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

○新規就農者の募集の方針

新規就農者、農業法人、農業参入法人等を地域で公募する。

○新規・特産化作物の導入方針

地産地消をはじめ、収益性の高い作物や、六次産業化作物等に取り組む。

○基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地頭方地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備等の取り組みをする。